

## 第4回定例研究会（18.7.20）報告要旨

報告テーマ「下水道として整備した公的浄化槽の維持管理システム構築に関する研究」

A 2 A D 1 3 0 2（福島県三春町）遠藤誠作

### 1 研究の背景・内外の類似研究の動向

近年、中小規模市町村における下水道整備手法として、浄化槽を採用する自治体が増えている。しかし、設置された浄化槽の管理については業者任せで、公共下水道に匹敵するような維持管理手法はいまだ確立されていない。市町村財政の悪化で、浄化槽による下水道整備は今後、増加していくものと見られるが、公的維持管理システムが構築されない限り、集合処理下水道と同等の効果を発揮することは難しい。そこで、浄化槽による下水道整備最大の課題である維持管理について、望ましい管理システムの構築について研究したものである。

なお、この分野の研究は個別の事例報告があるのみで、総合的な検討はない。

### 2 実施した研究内容と結果・考察

(1) 浄化槽維持管理の組織事例調査（秋田県旧二ツ井町、長野県佐久市・栄村、香川県旧寒川町、福岡県春香町）

・全て自治体本体と切り離し、「浄化槽協会」や第三セクターなど、自治体と業者・住民三者の中間的組織を作っているが、責任の所在があいまいで長期間の管理には無理がある。

(2) 単独浄化槽及び個人管理・町管理各合併処理浄化槽の放流水調査

(3) 浄化槽汚泥の下水道終末処理場投入による清掃コスト削減策の検討

浄化槽から発生する汚泥の処分費用は、浄化槽管理費の半分を占める。汚泥を終末処理場で共同処理すれば管理費を削減できるので、浄化槽、公共下水道双方にメリットがあるが、浄化槽と下水道の汚泥処理を、下水道事業として一体的に運営することで浄化槽と公共下水道が共存できる方策を検討した。

(4) 公的浄化槽の維持管理システムの検討

下水道として機能する浄化槽なら、個人設置浄化槽も移管し、自治体の公営企業として管理すべきである。ただし、維持管理は、地方自治法による指定管理者制度を用い（浄化槽協会、メンテナンス会社など）、自治体直営にはしないことを基本に、そのシステムについて検討した。

### 3 引用文献

それぞれの事業を調査した際に収集した資料を使用した。